

西胆振行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表

西胆振行政事務組合 消防本部 総務課

西胆振行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和３年条例第２号）第６条及び地方公務員法第５８条の２の規定に基づき、西胆振行政事務組合の人事行政の運営等状況の概要を公表します。

令和７年１０月１日

西胆振行政事務組合管理者 堀 井 敬 太

１ 職員の任免と職員数に関する状況

（１）職員の採用の状況

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

区 分	競争試験採用			再任用職員
	男性	女性	計	
消防吏員	４人	０人	４人	０人
一般事務職	０人	０人	０人	０人
計	４人	０人	４人	０人

（２）職員の退職の状況

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

区 分	男性	女性	計
定年退職	１人	０人	１人
勸奨退職	１人	０人	１人
普通退職	３人	０人	３人
死亡退職	０人	０人	０人
任期満了	０人	０人	０人
計	５人	０人	５人

（注）「普通退職」とは、自己都合退職のことをいいます。

（３）職員の昇任及び降任の状況

（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）

昇任						降任
部長職	課長職	課長補佐職	係長職	主任職	合計	
０人	１人	２人	３人	４人	１０人	０人

(4) 部門別職員数の状況

(各年度4月1日現在)

部 門	職員数		前年度比
	令和6年度	令和7年度	
消 防 吏 員	112人	111人	－1人
一 般 行 政	6人	5人	－1人
計	118人	116人	－2人

(注) 職員数は、特別職、会計年度任用職員などを除いた数です。

(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 【地方公務員法第58条の3関係】

(令和7年4月1日現在)

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	消防吏員の 階級	人数	割合
1 級	係員の職務	消 防 士	16 人	13.79%
2 級	高度の知識又は相当の経験を 必要とする業務を行う係員の 職務		5 人	4.31%
3 級	主任の職務	消防士長	33 人	28.45%
4 級	係長、主査の職務及びその職 務に準じた職務	消防司令補	31 人	26.72%
5 級	課長補佐、主幹の職務及びそ の職務に準じた職務	消防司令	20 人	17.24%
6 級	課長、参事及び支署長の職務		9 人	7.76%
7 級	次長及び署長の職務 消防長の職務	消防司令長 消 防 監	2 人	1.73%
合 計			116 人	100.0%

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の対象職員と評価者

西胆振行政事務組合では、特別職を除く正職員と会計年度任用職員（月額・時間額）を対象に人事評価を実施しています。また、各職員に対する評価者は概ね次のとおりです。

（令和7年度）

所 属	被評価者	1次評価者	2次評価者	備 考	最終評価
本 部	係員・主任	係 長	課 長	消防力の1次評価は所属隊長が行う 2次評価者は必要に応じて所属隊長、出張所長に意見を求める	人事評価 制度 調整会議
	係長・主査	課長補佐	課 長		
	課長補佐・主幹	課 長	次 長		
	課長・参事	自己評価	消防長		
伊達署	係員・主任	係 長	課 長		
	係長・主査	課長補佐・主幹	課 長		
	課長補佐・主幹	課 長	署 長		
	課長・参事	自己評価	消防長		
各支署	係員・主任	係 長	支署長		
	係長・主査	副支署長・主幹	支署長		
	副支署長・主幹	支署長	署 長		
	支署長	自己評価	消防長		
大 滝 出張所	所長以外の職員	所 長	庶務課長		
	所 長	庶務課長	署 長		
洞 爺 出張所	所長以外の職員	所 長	支署長		
	所 長	支署長	署 長		
上記以外の職員		課長補佐等	課長・支署長		

(2) 人事評価結果の活用

令和6年度に実施した人事評価の結果は、令和7年度の昇任や人事配置の参考とするほか、昇給や勤勉手当などの給与へも反映しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和6年度一般会計決算）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
千円 1,450,558	千円 984,570	% 67.87

(2) 職員給与費の状況（令和6年度一般会計決算）

職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給料	期末・勤勉手当	その他の手当	計 B	
人 115	千円 456,900	千円 191,240	千円 142,837	千円 790,977	千円 6,878

（注）職員給与費に退職手当は含みません。

(3) 職員の平均年齢及び平均給料月額（一般行政職）

	平均年齢	平均給料月額
令和7年4月1日現在	40.5歳	326,414円
令和6年4月1日現在	40.3歳	313,399円

(4) 職員手当の状況

手当名	内容及び支給単価（令和6年度）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	1 子 10,000円 2 配偶者 6,500円 3 子以外 6,500円 4 特定期間の加算 （高校生世代～大学生世代） 5,000円	267,547円
通勤手当	1 交通機関等の利用（片道2km以上） 運賃相当額 （限度額55,000円） 2 自動車等の利用（片道2km以上） 2,000円～31,600円	82,497円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月まで5ヶ月間支給 伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町内居住職員 世帯主（扶養あり）26,000円 世帯主（扶養なし）14,500円 その他 9,800円	112,997円

住居手当	借家、貸間居住者 (家賃月額 16,000 円を超える場合に限り) 家賃の額に応じ 28,000 円を限度に支給	263,827 円
管理職手当	課長職以上の職員に定額支給 (1) 消防長職 78,800 円 (2) 次長職 55,000 円 (3) 課長職 49,000 円 (4) 課長補佐職 40,000 円	532,180 円
単身赴任手当	30,000 円＋交通距離に応じた加算額 (総額で 70,000 円限度)	936,000 円
期末・勤勉 手当	1 民間企業のボーナスに当たる手当です。 2 (給料月額＋扶養手当＋地域手当) を基礎として、6 月は 2.25 月(再任用職員は 1.175) 分、12 月は 2.35 月(同 1.225 月) 分を支給しました	1,648,616 円

(5) 退職手当の状況

(令和 6 年度)

西胆振行政事務組合			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1 人当たり平均支給額	定年退職 14,344 千円				

(6) 議員及び監査委員の報酬の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分	報酬 (日額)
議 員	6,100 円
監査委員	6,100 円

4 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

(標準的なもの、令和7年4月1日現在)

勤務の区分	勤務時間	休憩時間
日 勤 者	8 : 45～17 : 30	12 : 00～13 : 00
隔日勤務者	8 : 45～8 : 45	12 : 00～14 : 00 までの間に1時間 17 : 30～20 : 30 までの間に1時間 22 : 00から6 : 30までの間に6時間30分の仮眠時間 が割り振られます

(2) 時間外勤務及び休日勤務の状況

(ひと年度当たりの時間数)

区 分	令和5年度	令和6年度
時間外・休日勤務総時間	14,836 時間	13,182 時間
職員一人当たりの平均時間	177 時間	161 時間

(3) 年次有給休暇の取得状況

(令和6年度)

	令和6年度の平均取得日数
日 勤 者	19.1 日
隔日勤務者	18.8 日
会計年度任用職員	20.8 日
全 職 員	18.9 日

(4) 特別休暇について

種類	取得要件、日数
選挙等の公民権休暇	必要な期間
国、裁判所等への証人、鑑定人等としての出頭	必要な期間
ドナー休暇	必要な期間
ボランティア休暇	年5日以内
結婚休暇	連続する5日以内
産前休暇	出産予定日の8週間（多胎妊娠は14週間）の日から 出産の日まで
産後休暇	出産の翌日から8週間を経過する日まで
保育休暇	1歳に達しない子の授乳等に要する場合で1日2回そ れぞれ30分間以内
職員の妻の出産に伴う休暇	3日の範囲内の期間（入院等の日から出産後2週間を 経過する日まで）

育児参加休暇	妻の産前産後それぞれ8週間の期間に5日
子（小学校第3学年修了前）の看護休暇	1年度において5日の範囲内の期間
短期介護休暇	1年度において5日の範囲内の期間
ウェルネス休暇	1回につき2日以内の範囲内の期間
妊娠通院休暇	妊娠週数に応じた回数
妊娠障害休暇	14日の範囲内の期間
親族が死亡した場合の休暇	親族に応じた日数 配偶者10日以内
父母、配偶者、子の法要に伴う休暇	1日以内
リフレッシュ休暇	6月から10月までの期間内において、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
災害休暇	災害により現住居が損害を受けた場合、その復旧のため7日以内の期間
通勤途中の災害休暇	災害、交通機関の事故等により出勤することができない場合は必要な期間
退勤途上の危険回避休暇	火災、台風などで退勤途上で危険が生じるおそれがある場合は必要な期間

5 職員の休業に関する状況

（１）育児休業の状況

（令和6年度）

区分	男性職員	女性職員	合計
子が出生した 職員数	3人	1人	4人
育児休業 取得者数	0人	1人	1人
	0人	0人	0人
部分休業 取得者数	0人	0人	0人
	0人	0人	0人

（注）各欄の上段には令和6年度に新たに育児休業等を取得した者、下段には育児休業等の期間が令和5年度以前から引き続いている職員の数を掲載しています。

6 職員の分限と懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

分限処分とは、職員の道義的責任以外の一定の事由がある場合に、職員の意に反して不利益処分を課すものであり、公務能率の維持を目的とした処分です。

処分の事由及びその効果については次のとおりです。

(単位：人)

事 由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 1 令和6年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とは見なしていません。

2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、のべ数です。

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、規律と公務遂行の秩序を維持するための処分です。

(単位：人)

事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0

7 職員の服務状況

(1) 職員の服務規律確保のための取組

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた職員としての義務を周知するため、幹部会議や通知文書の掲示により、服務規律の周知徹底を図っています。

(2) 営利企業への従事

職員は、職務上の注意力の全てを職責遂行のために用い、その職務にのみ従事することが基本的義務です。また、自治体との間に取引などの利害関係を持つことは、職務の公正な執行を妨げる恐れがあります。このため、勤務時間の内外を問わず、職員が営利企業などに従事する

ことは原則として制限されています。

しかし、適正な職務遂行、公正な行政執行などを阻害しないと認められる場合には、営利企業などへの従事が許可される場合があります。

(令和 6 年度)

営利企業等の役員等の地位を兼ねる場合	0 人
自ら営利企業等を営む場合（農業、借家業）	0 人
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（各種調査員）	1 人

8 職員の退職管理の状況

職員の退職後調査状況

(退職後、最初の 4 月 1 日時点の調査状況で記載)

退職者数	再任用	会計年度 任用職員	他官公庁	一般企業 再就職	自営業	無職
5 人	1 人	1 人		3 人		

9 職員の研修の状況

職員の研修の状況

職員の能力向上や自己啓発、様々な職員研修を行っています。

(令和 6 年度)

研修場所及び研修名		受講者	研修日数	研修の目的
北海道消防学校	初任教育	4 名	91 日	新たに採用された消防職員に対し、消防職員として必要な基礎的知識、技術の習得及び安全管理について理解をさせるとともに、各種訓練を通じ厳正な規律の保持と旺盛な士気の高揚及び体力・気力の錬成を図り、即戦力として消防活動全般に対応できるよう育成する。
	救助科	1 名	18 日	各種災害に対応するため、救助活動遂行に必要な専門的で高度な技能及び技術を習得させ、自らの安全を確保できるよう育成する。
	ポンプ操法指導員科	2 名	4 日	消防ポンプ操法指導員として必要な知識、技術を習得できるよう育成する。

北海道消防学校	警防科	1 名	11 日	警防行政や災害対策の現状と課題を理解させるとともに、各種災害態様を想定した実技訓練などを通し、災害現場の指揮と安全管理、心身の健康管理など警防業務遂行上必要な専門知識、技術を習得し、災害現場で指揮者（小隊長）として部隊を適切かつ効果的に指揮ができるよう育成する。
	火災調査科	2 名	12 日	火災調査業務遂行上必要な専門的知識、技術を習得させるとともに、これらを活用して火災調査業務を的確に遂行できるよう育成する。
	救急科	1 名	23 日	救急業務及び救急医学に関する基本的な知識、応急処置、救急用資機材の取扱いなど、救急隊員として必要な専門的知識、技術を習得させるとともに救急活動を的確にできるよう育成する。

10 職員の福祉と利益の保護の状況

（１）健康診断

毎年度行っている職員の健康診断には、30 歳以上の職員が対象の総合健診と、それ以外の職員が対象となる定期健診があります。（ただし 30 代の職員はそれぞれを隔年受診します。）

（令和 6 年度）

区分		対象者	受診者数
総合健診（人間ドック）		正職員・会計年度任用職員	88 人
定期健康診断		正職員・会計年度任用職員	28 人
特殊健康診断		特定業務従事者	94 人
婦人健診	乳がん	30歳以上の希望する女性職員	11 人
	子宮がん	25歳以上の希望する女性職員	11 人

（注） 1 特殊健康診断とは、隔日勤務者を対象に実施する深夜業務従事者健診のことをいいます。

2 婦人健診の受診者数は、北海道市町村職員共済組合費用助成対象者で被扶養者も含まれた数値です。

（２）予防接種

破傷風やB型肝炎のような伝染性疾病に罹患する恐れのある業務に従事する職員を対象に予防接種を行っています。

1 1 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、中立公正な第三者審査機関である公平委員会に対して、適切な措置をとるよう要求することができます。

(令和6年度)

継続件数	措置要求件数
0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

一定の不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して行政不服審査法に基づく不服審査申し立てを行うことができます。

(令和6年度)

継続件数	不服申立件数
0 件	0 件